

平成 27 年 6 月 25 日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号  
東 京 電 力 株 式 会 社  
取締役会長 數 土 文 夫

### 第 91 回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 6 月 25 日開催の当社第 91 回定時株主総会における報告及び決議事項につきまして、下記のとおりご通知申し上げます。

敬 具

#### 記

**報告事項** 平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）事業報告，連結計算書類，計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は，上記の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

＜会社提案（第 1 号議案から第 3 号議案まで）＞

##### 第 1 号議案 吸収分割契約承認の件

本件は，原案のとおり承認可決されました。

##### 第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は，原案のとおり承認可決されました。

なお，変更の内容は次のとおりであります。なお、商号（第 1 条）及び目的（第 2 条）の変更については，第 1 号議案に係る吸収分割の効力発生日にその効力が生じるものであります。

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(商 号)</p> <p>第 1 条 本会社は、<u>東京電力株式会社</u>と称し、英文では、<u>Tokyo Electric Power Company, Incorporated</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 電気事業</li><li>2. <u>電気機械器具の製造及び販売</u></li><li>3. <u>熱供給事業</u></li><li>4. <u>蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化又は電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転及び保守</u></li><li>5. <u>ガス供給事業</u></li><li>6. エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買及び輸送</li><li>7. 電気通信事業、放送業、情報処理・情報提供サービス業及び広告業</li><li>8. 不動産の売買、賃貸借及び管理並びに倉庫業</li></ol>	<p>(商 号)</p> <p>第 1 条 本会社は、<u>東京電力ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本会社は、次の事業を営むこと及び<u>次の事業を営む会社、組合その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理すること</u>を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. &lt;現行どおり&gt;</li><li>2. <u>ガス事業</u></li><li>3. <u>エネルギー関連の設備及び機械器具の製造、販売、リース、設置、運転及び保守</u></li><li>4. <u>熱供給事業</u></li></ol> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>5. &lt;現行どおり&gt;</li><li>6. &lt;現行どおり&gt;</li><li>7. &lt;現行どおり&gt;</li></ol>

変 更 前	変 更 後
<p>9. 建築工事・土木工事・都市開発・地域開発に関する企画，設計，監理，施工及び請負</p> <p>10. 宿泊施設及びスポーツ施設の経営</p> <p>11. 介護サービス事業及び労働者派遣事業</p> <p>12. 金銭の貸付，債権の売買その他の金融業</p> <p>13. 損害保険業及び損害保険代理業</p> <p>14. 廃棄物の処理及び再生利用</p> <p>15. 前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング，コンサルティング及び技術・ノウハウ・情報の販売</p> <p>16. 前各号に附帯関連する事業</p>	<p>8. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>9. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>10. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>11. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>12. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>13. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>14. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>15. &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 本社は、<u>委員会設置会社</u>として株主総会及び取締役のほか，次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 指名委員会，監査委員会及び報酬委員会</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 本社は、<u>指名委員会等設置会社</u>として株主総会及び取締役のほか，次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. &lt;現行どおり&gt;</li> <li>2. &lt;現行どおり&gt;</li> <li>3. &lt;現行どおり&gt;</li> </ol>
<p>(定 員)</p> <p>第 21 条 本社の取締役は <u>11</u> 名以内とする。</p>	<p>(定 員)</p> <p>第 21 条 本社の取締役は <u>13</u> 名以内とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><b>第 29 条</b> 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、その<u>社外取締役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その<u>社外取締役</u>の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><b>第 29 条</b> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、その<u>取締役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その<u>取締役</u>の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>別紙 1</p> <p>A種優先株式の内容</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>(5) 非参加条項</p> <p>A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる<u>同法第763条第12号ロ</u>若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>4. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) 普通株式対価取得請求権</p> <p>&lt;第一段落及び第二段落条文省略&gt;</p> <p>「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。</p> <p>&lt;以下条文省略&gt;</p>	<p>別紙 1</p> <p>A種優先株式の内容</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>(5) 非参加条項</p> <p>A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる<u>同法第763条第1項第12号ロ</u>若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>4. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) 普通株式対価取得請求権</p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p> <p>「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。</p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p>

変 更 前	変 更 後
<p data-bbox="183 273 284 309">別紙 2</p> <p data-bbox="336 320 632 356">B種優先株式の内容</p> <p data-bbox="183 416 446 452">1. 剰余金の配当</p> <p data-bbox="183 463 432 499">(5) 非参加条項</p> <p data-bbox="252 510 786 1122">B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる<u>同法第763条第12号ロ</u>若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p data-bbox="183 1182 762 1218">4. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p data-bbox="183 1229 639 1265">(1) 普通株式対価取得請求権</p> <p data-bbox="288 1276 780 1312">&lt;第一段落及び第二段落条文省略&gt;</p> <p data-bbox="252 1323 783 1984">「剰余授權株式数」とは、(I) 当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II) (i) 当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii) 当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。</p> <p data-bbox="288 1995 568 2031">&lt;以下条文省略&gt;</p>	<p data-bbox="809 273 909 309">別紙 2</p> <p data-bbox="957 320 1252 356">B種優先株式の内容</p> <p data-bbox="809 416 1072 452">1. 剰余金の配当</p> <p data-bbox="809 463 1058 499">(5) 非参加条項</p> <p data-bbox="877 510 1412 1122">B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる<u>同法第763条第1項第12号ロ</u>若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p data-bbox="809 1182 1388 1218">4. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p data-bbox="809 1229 1265 1265">(1) 普通株式対価取得請求権</p> <p data-bbox="914 1276 1157 1312">&lt;現行どおり&gt;</p> <p data-bbox="877 1323 1407 1984">「剰余授權株式数」とは、(I) 当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II) (i) 当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii) 当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。</p> <p data-bbox="914 1995 1157 2031">&lt;現行どおり&gt;</p>

### 第3号議案 取締役12名選任の件

本件は、取締役全員の任期満了に伴い、次の12氏が選任され、就任いたしました。

あねがわつかふみ 姉川尚史，くにいひでこ 國井秀子，さのとしひろ 佐野敏弘，すどふみお 數土文夫，すどうまさひこ 須藤正彦，ひろせなおみ 廣瀬直己，ふじもりよしあき 藤森義明，  
ますだひろや 増田寛也（以上重任），たけべとしろう 武部俊郎，にしやまけいた 西山圭太，はせがわやすちか 長谷川閑史，ますだゆうじ 増田祐治（以上新任）

なお、國井秀子氏、數土文夫氏、須藤正彦氏、藤森義明氏、増田寛也氏及び長谷川閑史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

#### <株主提案（第4号議案から第7号議案まで）>

- 第4号議案 定款一部変更の件（1）
- 第5号議案 定款一部変更の件（2）
- 第6号議案 定款一部変更の件（3）
- 第7号議案 定款一部変更の件（4）

上記議案は、いずれも否決されました。

#### <株主提案（第8号議案から第18号議案まで）>

- 第8号議案 定款一部変更の件（5）
- 第9号議案 定款一部変更の件（6）
- 第10号議案 定款一部変更の件（7）
- 第11号議案 定款一部変更の件（8）
- 第12号議案 定款一部変更の件（9）
- 第13号議案 定款一部変更の件（10）
- 第14号議案 定款一部変更の件（11）
- 第15号議案 定款一部変更の件（12）
- 第16号議案 定款一部変更の件（13）
- 第17号議案 定款一部変更の件（14）
- 第18号議案 定款一部変更の件（15）

上記議案は、いずれも否決されました。

以 上

## 〔ご参考〕

本総会終結後開催の取締役会において、取締役会長、各委員会の委員、執行役等が選定・選任され、当社役員の新体制は次のとおりとなりました。

### 取 締 役（\*は社外取締役であります。）

*取締役会長	數 土 文 夫	取 締 役	増 田 祐 治
取 締 役	廣 瀬 直 己	*取 締 役	藤 森 義 明
取 締 役	佐 野 敏 弘	*取 締 役	須 藤 正 彦
取 締 役	姉 川 尚 史	*取 締 役	國 井 秀 子
取 締 役	武 部 俊 郎	*取 締 役	増 田 寛 也
取 締 役	西 山 圭 太	*取 締 役	長 谷 川 閑 史

### 指名委員会

委 員 長	數 土 文 夫	委 員	廣 瀬 直 己
委 員	増 田 寛 也	委 員	西 山 圭 太
委 員	長 谷 川 閑 史		

### 監査委員会

委 員 長	増 田 祐 治	委 員	數 土 文 夫
委 員	須 藤 正 彦		

### 報酬委員会

委 員 長	國 井 秀 子	委 員	數 土 文 夫
委 員	藤 森 義 明		

### 執 行 役（\*は取締役であります。）

*代表執行役社長	廣 瀬 直 己	常 務 執 行 役	村 永 慶 司
代表執行役副社長	山 口 博	常 務 執 行 役	文 挾 誠 一
代表執行役副社長	石 崎 芳 行	常 務 執 行 役	岡 本 浩
*代表執行役副社長	佐 野 敏 弘	常 務 執 行 役	ジョン・クロフツ
*常 務 執 行 役	武 部 俊 郎	常 務 執 行 役	可 児 行 夫
*常 務 執 行 役	姉 川 尚 史	常 務 執 行 役	武 谷 典 昭
常 務 執 行 役	壹 岐 素 巳	常 務 執 行 役	小 早 川 智 明
常 務 執 行 役	増 田 尚 宏	*執 行 役	西 山 圭 太
常 務 執 行 役	木 村 公 一		

以 上